

第54期 第6回

開催年月日 令和5年10月13日

開催場所 高知労働局 別館会議室(301)

出席委員数

議題 1 高知県電子部品・デバイス・電子回路、
電子応用装置、映像・音響機械器具製造業
最低賃金改正決定の必要性に関する
特別小委員会報告等について

公益代表	5名	2	その他
労働者代表	4名		
使用者代表	3名		

次回本審開催予定日 令和6年3月予定

[開会] 午前9時50分

会長 ただ今から、第54期第6回高知地方最低賃金審議会を始めたいと思います。

まず、本日の会議の定足数について事務局から報告をお願いします。

賃金室長 本日は、公益委員5名、労働者代表委員4名、使用者代表委員3名、合計12名の出席していただき、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしておりますので、本審議会が有効に成立していることをご報告します。

会長 高知県電子部品等製造業最低賃金につきましては、8月1日の第3回本審において、局長から、改正決定の必要性について諮問を受け、その取扱いについて特別小委員会を設置し、審議をいただいたところです。

その結論が得られたようで報告書が配付されております。

それでは、特別小委員会の審議内容について、座長の中橋委員から報告をお願いします。

中橋委員 10月2日に開催しました電子の特別小委員会におきまして、改正決定の必要性について審議を行いました。労使双方の主張に隔たりがありまして、必要性ありとの合意を得るには至りませんでした。

特別小委員会報告書を、事務局から朗読してください。

賃金室長 「報告書」朗読

中橋委員 それでは、特別小委員会における審議の内容について報告させていただきます。

特別小委員会では、使用者側推薦により、株式会社土佐電子代表取締役「辻 韶得（つじ あきのり）」様にご出席いただき、意見聴取を行いました。

参考人からは、現状の経営状況や今後の見通し、価格転嫁の状況、地域別最低賃金引上げの影響などについてご意見をお伺いしました。

次に労使の改正決定の必要性について、それぞれの主張をお聞きいたしました。

まず、労働者側委員からは、社会のデジタル化やIOT等に電機産業のものづくりなどを活かすことにより、経済成長、社会貢献及び新たな雇用の創出に寄与することが期待でき、その発展を支える優秀な人材の確保の面からも金額改正が必要である。

電機連合加盟組合における企業内最低賃金は高知県においても引き上げられており、同じ産業で働く労働者の公正な賃金決定と均等・均衡処遇の実現に向け、電機連合加盟組合の企業内最低賃金と電子部品等製造業最低賃金との格差改善が必要である。

地域別最低賃金は、すべての労働者を対象としているのに対し、特定最低賃金は基幹的労働者が対象であり、これまで、労使で議論してきた産業の発展、人材確保、電機産業の魅力を高めるためにも金額改正が必要である。

中国四国地方でみると、電子部品を含む電気機械器具製造関連製造業の特定最低賃金は、他の製造業と比較して低い状態であり格差改善が必要である、などの主張がありました。

一方、使用者側からは、今回の改正の申出は、事業の公正競争の確保を目的としたものであるが、県内の該当企業数は少なく、公正競争を阻害するような状況は生じていない。

本県の電子等製造業の最低賃金を高知県最低賃金より高くしなければならぬ理由は認められない、などの主張がありました。

このように、最低賃金引上げについて、労使相反する主張があり、隔たりを埋めるべく、協議をしましたが、合意を得るまでには至りませんでした。

以上、報告いたします。

会 長 ありがとうございます。
 中橋座長から10月2日開催された高知県電子部品等製造業最低賃金特別
 小委員会の審議結果につきまして報告をいただきました。
 この報告について、ご質問ご意見等はございましたらお願いします。

意見なし

会 長 それでは、本審といたしましては、高知県電子部品等製造業最低賃金の改
 正決定の必要性については、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し
 得なかったとの旨、答申したいと思いますが、私と事務局で用意しますの
 で、しばらくお待ちください。

「答申（案）」を会長に持っていき、内容を確認

会 長 それでは、答申案の配付をお願いします。

答申文（案） の配付

会 長 それでは、事務局から答申案の朗読をお願いします。

賃金室長 「答申（案）」朗読

会 長 ただ今の答申案につきまして、何かご意見はございますか。

意見なし

会 長 特にご意見ないようですので、この答申案のとおりとしてよろしいでしょ
 うか。

異議なし

会 長 ありがとうございます。
 では、事務局で答申文の準備をお願いします。

賃金室長 「答申文（印鑑あり）」を会長に

会 長 答申文をお配りする間、少しお待ちください。

各委員に「答申文（写）」を配付

会 長 それでは、局長に答申文をお渡ししますので、よろしく願います。

会長から局長に「答申文」手交
【写真撮影】

会 長 では、局長からご挨拶がありますので、よろしく願います。

局 長 ただ今、会長から答申いただきました。8月1日に諮問させていただいて以来、特別小委員会の委員の皆様を中心に熱心にご審議をいただき、厚くお礼申し上げます。

各委員の皆様におかれましては、引き続き、高知地方最低賃金審議会の運営につきまして、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

会 長 それでは、次は、次回の審議会についてですが、その前に事務局から提案があるとのことですので。

事務局から説明をお願いします。

賃金室長 次の本審は3月中旬に開催され、例年、特定最賃の意向確認が主な議事となっております。

また、運営小委員会については例年5月下旬に開催しております。

この、運営小委員会を3月の本審の後に開催し、来年度の5月に行う予定の本審と運営小委員会を削減することとしてはどうか

提案させていただきます

会 長 はい。

5月下旬の運営小委員会を前倒しして、3月の本審の後に開催するという内容ですが、審議する内容については変更がないので、提案のとおりでよいのではないかと思います、いかがでしょうか。

異議なし

会 長 それでは、次回第7回本審の後に続けて運営小委員会を開催することとします。

なお、第7回の本審については非公開とする理由はありませんので、公開

にしたいと考えますが、よろしいでしょうか。

異議なし

会 長 了承いただきましたので、事務局は日程が決まり次第、公開の手続きをお願いします。

 よろしく申し上げます。

 その他、事務局から伝達事項はございますでしょうか。

賃金室長 はい、次第の最後のページをご覧ください。

 業務改善助成金の件数についてですけれども、2番の表の右端に、令和5年度の9月末時点の業務改善助成金の申請件数、交付決定件数が載っております。

 令和4年度は、1年間を通して申請43件だったんですけれども、令和5年度は9月末時点で、135件の申請をいただいております。

 そして、現在のところ交付決定が行えているのは、69件で、約6300万円ほどの支給決定金額となっております。

 本年度においては、賃上げをした後からの申請も可能になっておりますので、今後も申請がある程度あるのかというふうに考えております。

 以上です。

会 長 ありがとうございます。

 最後に私から一言申し上げます。

 電子の必要性の審議につきましては、特別小委員会の皆様に慎重かつ円滑な審議をいただきましたことを、本審議会を代表し、感謝申し上げます。

 それでは、本日の審議は、これをもって閉会とします。

[閉会] 午前10時5分